

市町村合併に伴う定款変更の手続きについて

7月1日に余目町、立川町が合併し新たに「庄内町」が誕生しました。また、県内では10月1日に鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町、11月1日には酒田市、八幡町、松山町、平田町が合併を予定しております。そこで、この合併に伴う、定款の「組合の地区」及び「組合事務所所在地」に係る定款変更や変更登記をどのようにすべきかを参考までにお知らせ致します。

1. 『地区の定款変更』の必要性

これまで地区外であった市町村の組合員有資格者を組合員として加入させるか否かについて検討し、その必要性の有無によって定款変更の要否について判断すればよく、必ずしも全ての組合において直ちに新市町村の区域に地区を拡大する定款変更を必要とするものではありません。しかし、定款変更認可を受けずに変更できないので、他の理由に基づく定款変更の必要性が生じたときに併せて、旧市町村に対応する新たな市町村内の限定詞た地区に定款変更を変更することが望ましいといえます。

合併後に新たに加わった市町村に組合員有資格者が存在し、組合への加入を望む場合には、新たに加わった市町村を含む合併後の市町村を地区とする地区拡大の定款変更が必要となります。

地区の定款記載例

①地区を拡大しないで新市町村名に変更した場合

例1 A市(C町D町)とB市(E町F町)が合併しA市となった場合
旧A市の場合「A市C町D町の区域とする。」
旧B市の場合「A市E町F町の区域とする。」

例2 A市(C町D町)とB市(E町F町)が合併しC市となった場合
旧A市の場合「C市C町D町の区域とする。」
旧B市の場合「C市E町F町の区域とする。」
*A市(旧B市を除く)等旧市町村名の使用は好ましくない。

②地区を拡大する場合

A市(C町D町)とB市(E町F町)が合併しA市となった場合
「A市の区域とする。」

2. 『地区の変更登記』の必要性

市町村合併による組合の定款記載の地区については、自動的に変更の登記が行われなため、組合の地区を拡大する場合及び地区が拡大しなくても新市町村名に対応させる場合には変更登記が必要です。

3. 『事務所の所在地の定款変更』の必要性

市町村合併時に直ちに組合事務所所在地の定款変更をする必要はないものの、旧市町村のままとなりますので、他の事由に基づく定款変更の必要性が生じたときに併せて組合事務所所在地を変更することが望ましいといえます。

4. 『事務所の所在地の変更登記』の必要性

市町村の合併等により、行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はそれらの名称の変更があったときは、同時に組合の登記簿に記載されたこれらの行政区画、郡等について変更の登記がなされたものとみなされますので(中小企業等協同組合法第103条、中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第5項、第54条、商業登記法第26条、商業登記規則第42条)、変更の登記は必要ありません。

5. 市町村合併により、同一市町村内に組合員資格を同じくする組合が複数存在することとなった場合について

いかなる場合であれ、組合同士の合併は、当該組合がそれぞれ自主的に決定すべきものですので、直ちに合併しなければならないものではありません。各組合がそれぞれ存在し続ける場合であって、合併前の市町村に存在する組合の組合員を受け入れ難いような場合には、定款記載の地区を新市町村に拡大せずに、旧市町村に対応する新たな市町村内の限定した地区に変更すればよいこととなります。

なお定款変更認可申請書時の添付書類は下記の通りです。

- ・ 中小企業等協同組合定款変更認可申請書
- ・ 定款の変更理由書、定款の変更をしようとする箇所を記載した書面
- ・ 定款の変更を議決した総会(総代会)の議事録の原本及び謄本提出部数4部(原本、県、市町村、中央会)